

調達改善の取組

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるため、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）に基づき、以下により、政府全体として調達改善の取組を推進することとしている。

- 各府省庁は、毎年度調達改善計画を策定、年2回自己評価を実施し、結果を公表する。
- 行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果を点検し、調達改善のノウハウの共有化等を図る。

今般、行政改革推進会議は、各府省庁の令和6年度調達改善計画の年度末自己評価結果について、E B P M・歳出改革等有識者グループ構成員（※）によるヒアリング結果等を踏まえ、点検を実施した。 ※石田恵美構成員、川澤良子構成員、瀧川哲也構成員、堀川義一構成員

点検結果の概要

（１）調達改善に向けた審査・管理の充実

入札前、契約前、事後など**多段階にわたる内部審査**を導入する取組や、再委託先も含めた**事業者情報の収集・蓄積**、チェックリストを活用した**ベンダーロックインの防止対策**、**事業者に対する積極的な情報提供**を行うこと等により、**競争参加者を増加**させるための取組が見られる等、**競争性の確保・改善等**に向けた**審査・管理の充実**が図られている。

（２）調達事務のデジタル化

政府電子調達システムに関して、**事業者に対する積極的な利用推奨**や、各府省庁**担当者向けの研修やマニュアル作成**を行うこと等により、地方支分部局も含めた各府省庁全体で同**システムの利用促進等**を通じた**事業者・発注者の負担軽減**が図られている。また、**既存アプリ**を活用した定型的作業の自動化や、**A I 技術**による分析・整理を行うこと等により、**調達事務の効率化**が促進されている。

（３）調達改善に資する情報共有等

調達改善に資する**実践的ノウハウ等の情報共有**を効率的・効果的に実施するため、行革事務局は調達実務担当者を対象に、各府省庁で実用されている内規・総合評価落札方式に関する個別事例集を掲載すること等により、各府省庁向け電子掲示板の充実を図っている。

（４）今後の取組

各府省庁は、①調達改善の取組を仕組みとして定着させるため、定量的な効果や他府省庁の取組事例を把握しつつ、地方支分部局を含む組織全体で審査・管理の更なる充実を図るなど、調達改善に関するP D C Aの取組を着実に実施し、**調達改善の取組の水準向上**に取り組むこと、②**調達事務のデジタル化**について、新たな技術の導入も検討の上、調達事務の効率化を図りつつ、競争性を確保する観点からも、**一層推進することが重要**である。行革事務局は、上記の各府省庁の取組状況を確認して、有効な情報・ノウハウを分かりやすく共有し、その活用状況の把握に努めつつ**調達改善に向けた取組を支援**していく。